

令和3年1月10日

経済再生担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
西村 康稔 殿

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

経済産業大臣
梶山 弘志 殿

埼玉県知事
大野 元裕
千葉県知事
森田 健作
東京都知事
小池 百合子
神奈川県知事
黒岩 祐治

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望について

一都三県では、新型コロナウイルス感染症の急拡大が続いており、現在、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下にある。

今ここで、実効性のある手立てを迅速かつ確実に講じ、感染拡大を食い止めなければ、医療提供体制は崩壊を免れず、新型コロナウイルス感染症への対応のみならず、通常医療にも大きな影響を及ぼす。さらには、社会経済活動への長期にわたる深刻な悪影響も避けられない。

この緊急時において、一都三県は一体となって対策を講じているが、新型コロナウイルスの感染を抑制し、危機的事態を脱するためには、一都三県と国がより一層連携し、徹底した人流の抑制に資する総合的な感染拡大防止対策を展開することが必須である。

そこで、以下の事項について特段の措置を早急に講じられるよう、要望する。

要 望

1 緊急事態宣言・緊急事態措置等について

- (1) 都道府県知事が営業時間短縮の要請を行うにあたっては、感染拡大防止協力金について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により確実に財源手当ですること。
- (2) 感染拡大防止協力金は、地域の事業者特性など、実情を踏まえた給付を行えるよう、その財源となる地方創生臨時交付金の運用を図ること。
- (3) 飲食店等への営業時間短縮要請や働きかけの実効性を担保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の運用を拡大し、要請対象の事業者への支援を充実させること。また、「協力推進枠」の20%の地方負担に係る通常分の交付金の確実な措置を行うとともに、緊急事態宣言を踏まえた休業・営業時間短縮要請については、国の宣言に基づき実施することに鑑み、全額国費負担とすること。さらに、飲食店のみならず影響を受ける事業者に対しても、支援を行うこと。なお、これらを検討・措置する際には、「協力金の在り方について一都三県知事と協議する」との7日付合意に基づき、必ず十分な協議の機会を設けること。
- (4) 特に、国の基本的対処方針で、特措法24条、45条によらずに、時短要請の働きかけの対象となった遊興施設等に対して、持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などによる財政支援措置を緊急に講じること。
- (5) 1月から2月にかけて申請期限が終了となる持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金について、事業者の実情を踏まえた十分な支援を行うことができるよう、事業の延長や再構築を図ること。
- (6) 飲食店の営業時間短縮により、食料品や酒類などの納入事業者をはじめ、関連する事業者の経営に大きな影響が及んでいる。このため、卸や小売など、売上が減少した関連事業者を幅広く対象とする新たな支援の仕組みを検討し、速やかに給付を開始すること。

(7) 今回の緊急事態宣言において、埼玉県、千葉県、神奈川県 の 3 県は、宣言以前から 22 時までの時短要請を行っていた地域について、1 月 8 日から、酒類を提供する飲食店等に対して 20 時までの時短の前倒しを要請するとともに、12 日から県全域の全ての飲食店に対し 20 時までの時短要請を拡大することとしたが、時短を拡大した地域及び酒類を提供しない飲食店には、12 日を待たずに、時短要請に協力した事業者が存在する。こうした事業者は、協力金の対象にはならないが、経営への影響は深刻であることから、協力金に準じた財政支援を早急に講ずること。

(8) 特措法施行令第 11 条に飲食店が追加され、また、特措法の施設の利用制限に罰則規定を盛り込むことが検討されているなか、飲食店などすそ野が広く、店舗数が膨大な業種に対して、指示や罰則などの不利益処分を実行する場合の手続きについて、都道府県が統一かつ円滑に事務が行えるよう、指針やガイドラインを早急に示すこと。

(9) 出勤者の 7 割削減に向けて、国も経済団体等を通じて事業者に対してテレワークの実施を強力に働きかけるとともに、テレワークに取り組む事業者への支援の充実を図ること。

(10) 生活が困難な方を支える緊急小口資金等の特例貸付に係る償還免除や再度の貸付など支援拡充を図ること。

2 積極的疫学調査の重点化について

(1) 積極的疫学調査については、新型コロナウイルス感染者が一定数以上増加している場合において効果的に実施できるよう、専門家の意見を踏まえ、調査対象の重症化のリスクを勘案し、調査の重点化や簡略化を実施する場合の基準と簡略化の方法を早急に示すこと。

3 医療提供体制について

(1) 医療人材の確保のために、潜在看護師の実態を把握するとともに、医療機関、療養施設、在宅療養支援及び相談業務等への積極的な活用を図るための仕組みづくりを行うこと。

(2) 令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業について、新型コロナ対応を行う医療従事者の人件費以外に施設整備や赤字補填を対象とするなど、対象経費の条件を緩和すること。

4 ワクチン接種について

(1) 2月下旬のワクチン接種の開始に向けて、都道府県や区市町村、医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、現場と具体的な情報共有を図るとともに、自治体に対して十分な支援を行うこと。

(2) 優先接種の対象については、医療従事者及び高齢者・障がい者などの社会福祉施設、積極的疫学調査や宿泊療養施設の運営に携わる職員に加えて、新型コロナ対応に携わる人が幅広く対象となるよう検討し、予防接種法に基づき都道府県で弾力的に接種対象を認めるなど混乱が生じない運用とすること。

5 水際対策について

(1) 世界各国での変異種の確認等を踏まえ、国内でのウイルスの変異を常時監視するとともに、各国からの入国制限や入国時の待機期間等の条件を必要に応じて見直すこと。また、検査体制を更に強化するなど、世界各国での感染状況を踏まえた確実な水際対策を徹底すること。

(2) 入国者・帰国者で感染者が発生した場合に、迅速な感染経路の把握及び濃厚接触者の特定につながるよう、日本国内滞在中の健康・行動管理が可能な専用アプリやCOCOAなどの活用を図るなど、入国者・帰国者の確実な行動追跡に向け、国の責任において、徹底した対策を実施すること。